



1. 総論

- (1) 香川県自転車活用推進計画の位置付け
- (2) 計画目的 (3) 計画区域(=香川県全域)
- (4) 計画期間(=国と同じ5年間(令和9(2027)年度まで))
- (5) 自転車を巡る現状及び課題

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

- 法の基本理念等を踏まえ、自転車の活用の推進に関する**目標**と、目標達成のために実施すべき**施策**を記述

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

- 施策の着実な実施のための、計画期間中に講ずべき具体的な**措置**を記述

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- (1)関係者の連携・協力 (2) 計画のフォローアップと見直し (3) 広報活動等

目標、施策及び措置（措置は新規施策の主要なものを抜粋）



目標 1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 市町における自転車活用推進計画の策定及び計画に基づく施策の着実な実施を促進する。
2. 歩行者、自転車及び自動車適切に分離された安全で快適な自転車通行空間の計画的な整備を促進する。
3. 自転車通行空間上の違法駐車取締りの促進等により、自転車通行空間の確保を促進する。
4. シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。
5. 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を促進する。
6. 歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取り組みを促進する。

目標 2 健康長寿社会の実現

7. 公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進する。
8. 生活習慣病予防に対する身体活動・運動の効果についての正しい知識を普及する。

目標 3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

9. 市町と連携した走行環境の整備や、サイクリートレイン等によるサイクリストの受入環境の整備等により、安全かつ快適なサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

目標 4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

10. 高齢者等多様な者が安全かつ快適に利用できる自転車の開発及び普及を促進する。【新規】

【主要な措置】

高齢者等が安全・快適に自転車を利用できるよう、自転車に対する多様なニーズに関し、必要に応じ、民間企業等が技術・製品開発等を行うことを支援する。

11. 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進するとともに、自転車の点検整備を実施するための広報啓発等の取り組みを促進する。
12. 県民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車利用者をはじめとする道路利用者全体の安全意識を醸成し、自転車の安全な利用を促進する。
13. 自転車を含む交通安全教育を推進するため、教職員に対する研修及び学校等における交通安全教室の開催等を推進する。
14. 15.（それぞれ1. 2. の再掲）
16. 避難行動への活用等、災害時における自転車の活用により、危機管理体制の強化を図る。
17. 「香川県自転車の安全利用に関する条例」を改正し、令和4年4月1日から自転車損害保険等への加入を義務化したことに伴い、利用者等に対する情報提供をより一層強化し、保険加入を促進する。【新規】

【主要な措置】

ポスター、チラシ、ウェブサイト等により、県民に対する自転車損害保険等への加入の必要性等に関する情報提供を行う。